

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【条 例】

○ 岡山県手話言語の普及及び聴覚障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例の一部を改正する条例

議会事務局総務課

○ 岡山県議会委員会条例の一部を改正する条例

〃

### 【解 説】

○ 公布した条例の解説

総務学事課

## 目次

担当課（室）

# 令和5年3月20日 岡山県公報 号外

岡山県手話言語の普及及び聴覚障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

## 岡山県条例第三十一号

岡山県手話言語の普及及び聴覚障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例の一部を改正する条例

岡山県手話言語の普及及び聴覚障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例（令和四年岡山県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岡山県手話言語の普及及び聴覚障害、視覚障害その他の障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例

前文のうち、第三項中「設けられたところである。」の下に「さらに、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律が令和四年に議員発議により成立、施行されるなど、聴覚障害における手話や要約筆記、視覚障害における点字や音訳のような障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進の重要性はますます高まっている。」を加え、第四項中「聴覚障害の有無」を「障害の有無」に改め、「及び聴覚障害」の下に「視覚障害その他の障害」を加え、第五項中「聴覚に障害のある人」を「障害のある人」に改め、第一項の前に次の一項を加える。

全ての人が個性と人権を尊重され、相互に意思を伝え、理解し、尊重し合うことができる地域社会の実現は、私たちの願いである。

第一条中「手話言語の普及及び聴覚障害」を「手話言語を普及し、また、聴覚障害、視覚障害その他の障害」に、「聴覚障害の有無」を「障害の有無」に改める。

第二条第二号中「聴覚に障害のある人」を「障害のある人」に、「聴覚の機能の障害」を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）」に改め、同条第三号中「聴覚に障害のある人」を「障害のある人」に改め、「うち、」の下に「聴覚の機能の障害がある者であつて、」を加え、同条第四号中「聴覚に障害のある人」を「障害のある人」に、「視覚の機能の」を「視覚と聴覚の機能の両方に」に改め、同条第五号中「手話等」を「手話・点字等」に改め、「補聴器具の使用」の下に「点字、音訳、代読、代筆、平易な言葉、実物又は絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置の使用」を加え、「聴覚に障害のある人」を「障害のある人」に改め、同条に次の一号を加える。

六 手話通訳者・点訳奉仕員等 手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳・介助、点訳、音訳等を行う者その他の障害のある人と他者との意思疎通を支援する者をいう。

第三条各号列記以外の部分中「手話等の聴覚障害」を「障害」に改め、「（以下「手話等の利用促進」という。）」を削り、「聴覚に障害のある人が、聴覚に」を「障害のある人が、」に改め、同条第二号中「聴覚に障害のある人」を「障害のある人」に改める。

第四条第一項中「手話等の利用促進」を「手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進」に改め、同条第二項中「聴覚に障害のある人並びに手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員等聴覚に障害のある人の意思疎通を支援する活動を行う個人及び団体（以下「手話通訳者等」という。）を「障害のある人及び手話通訳者・点訳奉仕員等」に改め、同条第三項中「手話等の利用促進」を「手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進」に改める。

第五条第一項中「手話等の利用促進」を「手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進」に、「手話等」を「手話・点字等」に改め、同条第二項中「聴覚に障害のある人」を「障害のある人」に、「手話等の利用促進」を「手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進」に改め、同条第三項中「手話通訳者等」を「手話通訳者・点訳奉仕員等」に、「手話等の利用促進」を「手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進」に改める。

第六条中「手話等の利用促進」を「手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進」に改める。

第七条第一項中「手話等の利用促進」を「手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進」に、「聴覚に障害のある人及び手話通訳者等」を「障害のある人及び手話通訳者・点訳奉仕員等」に改める。

第八条の見出しを「（啓発及び手話を学ぶ機会の確保）」に改め、同条中第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

県は、市町村その他の関係機関と連携し、手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関して、県民が理解を深めることができるよう啓発に努めるものとする。

第九条の見出しを「（情報の発信等）」に改め、同条第一項中「聴覚に障害のある人」を「障害のある人」に、「手話等」を「手話・点字等」に改め、「努める」の下に「とともに、情報の発信に当たっては、インターネットの利用及び情報通信技術の活用を配慮する」を加え、同条第二項中「手話通訳者等」を「手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員及び失語症者向け意思疎通支援者（次条第二項において「手話通訳者等」という。）に、「及び聴覚に障害のある人」を「並びに障害のある人」に改め、「手話等による」を削り、同条第三項中「聴覚に障害のある人」を「障害のある人」に改める。

第十条の見出し中「手話通訳者等」を「人材」に改め、同条第一項中「手話通訳者等」を「手話通訳者・点訳奉仕員等」に、「手話等」を「手話・点字等」に改め、同条第二項中「聴覚に障害のある人が手話通訳者等の派遣による意思疎通の」を「手話通訳者等の派遣を必要とする人が、その」に改める。

第十一条の見出し中「手話等の利用促進」を「手話・点字等の利用促進」に改め、同条第一項中「聴覚に障害のある幼児」を「障害のある幼児」に、「聴覚に障害のある児童生徒等」を「障害のある児童生徒等」に、「手話等」を「手話・点字等」に改め、同条第二項中「聴覚に障害のある児童生徒等」を「障害のある児童生徒等」に、「手話等」を「手話・点字等」に改め、同条第三項中「手話等」を

# 令和5年3月20日 岡山県公報 号外

「手話・点字等」に改める。

第十二条中「聴覚に障害のある人及び手話通訳者等が手話等」を「障害のある人及び手話通訳者・点訳奉仕員等が手話・点字等」に改める。

第十三条中「手話等の利用促進」を「手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進」に改める。

## 附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

岡山県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

## 岡山県条例第三十二号

岡山県議会委員会条例の一部を改正する条例

岡山県議会委員会条例（平成四年岡山県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「環境文化保健福祉委員会」を「環境文化保健子ども福祉委員会」に改め、同号口中「保健福祉部」を「保健医療部」に改め、同口の次に次のとおり加える。

ハ 子ども・福祉部の所管に属する事項

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に在職する岡山県議会議員のうち、施行日の前日においてこの条例による改正前の第二条第一項第二号に規定する環境文化保健福祉委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、それぞれ施行日においてこの条例による改正後の第二条第一項第二号に規定する環境文化保健子ども福祉委員会の委員長、副委員長又は委員に選任されたものとみなす。

(解説)

◎ 岡山県手話言語の普及及び聴覚障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例の一部を改正する条例について

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行に鑑み、本県においても、聴覚障害だけでなく視覚障害等全ての障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進を図る等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県議会委員会条例の一部を改正する条例について

岡山県部等設置条例の一部改正により、保健医療部及び子ども・福祉部が設置されることに伴い、環境文化保健福祉委員会の名称及び所管を改めるものである。